

令和5年11月24日

## 令和5年11月石井町農業委員会総会議事録

石井町農業委員会

## 石井町農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和5年11月24日（金）午後1時25分から午後1時55分
- 2 開催場所 石井町役場2階 大会議室
- 3 出席委員 （14人）

会長 1番 田幡 裕

委員 2番 久米 基敬  
3番 岩本 達也  
4番 阿部 義明  
5番 吉浦 武夫  
6番 山口 裕美  
7番 上田 敏雄  
8番 藤井 利夫  
9番 綱木 厚夫  
10番 桑内 千恵美  
11番 廣瀬 茂晴  
12番 上田 武志  
13番 近久 光雄  
14番 大西 佐知子

### 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第64号 農用地利用集積計画（案）の決定について  
議案第65号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第66号 農地法第5条の規定による許可申請の取下願について  
報告第67号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について  
報告第68号 農用地利用集積計画の合意解約について

局長 ただいまより令和5年11月石井町農業委員会総会を開会いたします。  
田幡会長、ご挨拶をお願いいたします。

（会長あいさつ）

局長 出席委員は、14名全員で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、石井町農業委員会会議規則第3条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は田幡会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

石井町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、議事録署名委員は、会長及び委員会において定めることになっております。

議事録署名委員は、議長の私のほうから指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、議事録署名委員は、10番桑内委員、11番廣瀬委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の片岡主幹を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議事に入らせていただきます。

議案第64号、農用地利用集積計画(案)の決定について、事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。議案第64号、農用地利用集積計画(案)の決定について説明いたします。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項により従前の例によることとされた、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、石井町長より、令和5年10月30日付けで、農業委員会に対して農用地利用集積計画の諮問を求められたものです。利用権の新規が7件、更新が12件、農地中間管理権の新規が1件、更新が0件で、合計20件、37筆、42,130㎡となっております。

個々の計画につきましては、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

今回の計画案は、農業経営の状況等から、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長 それではこれより質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。  
(質問・意見無し)  
それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。  
議案第64号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。  
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、議案第64号は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に議案第65号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請については1件です。  
(議案書に基づいて内容を説明)  
受付番号213については、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えます。  
以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。  
それでは、受付番号213については、私の担当地区である石井東の案件でありますので、2番久米委員に現地調査の結果並びに説明の代読をお願いいたします。

2 番 議案第65号、受付番号213の説明を代読いたします。  
11月13日に久米委員と私の2名で、農地法第3条所有権無償移転の件で譲渡人に会い、内容及び現地の確認を行いました。  
この許可申請は、親から子へ所有権の一部を無償で移転するものであります。申請地は3筆で地目は全て田、面積は合計4,740㎡です。  
市街化区域の農地の所有権を毎年一部ずつ移転し、最終的には子に所有権を全て移転します。今回の申請は8回目です。  
今年も昨年と同様に、農機具を用いて農地を適正に耕作、管理しておりますので、問題はないと思われまます。  
本許可申請は、許可相当と考えますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。  
なお、過去7回の許可申請による所有権移転の登記が完了していることを、添付資料である法務局の全部事項証明書で確認しております。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。  
(質問・意見無し)

議 長 それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。  
受付番号213について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。  
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号213は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に報告事項に入ります。事務局に報告事項の説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。

報告第66号、農地法第5条の規定による許可申請の取下願については、1件受理しました。

報告第67号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出については、1件受理しました。

報告第68号、農用地利用集積計画の合意解約については、1件受理しました。  
報告事項の説明については以上です。

議 長 ただいまの事務局からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。  
(14番大西委員挙手)

14番 報告第68号で、かなりの面積の農地の貸借が解約されます。  
貸し人は県外の方ですが、新たな借り手についてはどうなっていますか。  
まだ借り手が見つからないのなら、解約となった地区の辺りの農地を借りたいと希望している方がいるようなので、その方を紹介できたらと思います。

事務局 産業経済課の担当から解約地の今後の耕作については、問題ないと聞いております。詳細は、確認しておきます。

議 長 ほかに、発言のある方は挙手をお願いいたします。  
(発言なし)

議 長 よろしいですか。特に発言がないようございますので、以上で報告事項を終わ

ります。

議 長     それでは、以上で本日の議案審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。  
これをもって、令和5年11月石井町農業委員会総会を閉会いたしたいと思えます。  
慎重審議ありがとうございました。